

発議第 5 号

特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

太宰府市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別案のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 23 日

太宰府市議会 議長 小畠 真由美 様

提出者 太宰府市議会運営委員会 委員長 笠利 毅

理 由

議会広報の編集・発行を行うため。

特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

下記のとおり特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 名 称 | 議会広報特別委員会 |
| 2 | 設置目的 | 議会広報の編集及び発行を行うため |
| 3 | 付議事件 | 議会広報の編集及び発行に関する件 |
| 4 | 構 成 | 7人をもって構成する。 |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |
| 6 | 設置期間 | 常設とする。 |
| 7 | 活 動 | 本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には、随時開催することができる。 |